岡山県人権教育推進委員会第52回会議のまとめ(概要)

日 時:令和3年11月2日(火)

 $13:30\sim16:00$

場 所:ピュアリティまきび

1 開 会

2 議事

(1) 「第3次岡山県人権教育推進プラン」の見直し提言(2次案) について 資料による説明

<P. 1~7について>

(委員)

人権をどうして守らないといけないのか、あるいは守らなかったらどうなるかということについてはあまり聞かない。岡山県に2つある療養所は、社会がハンセン病患者を受け入れなかった人権侵害の結果として、残っている。原爆ドームを見れば、戦争を繰り返さないと思える。同じように、療養所に来ると人権侵害をやめようと思える。まずは療養所を訪れ、人権侵害をするとこういう結果を生むということを学習してもらって、そこから様々な人権問題に取り組むというのが一つの方策ではないか。

(委員)

P. 4の図についてだが、三つの視点を図示した円柱のうちの一つに、「人権に関する知的理解の深化」と「人権感覚の育成」が双方向の矢印で結ばれているものがあるが、三つの視点と言いつつ、4つあるようにも見える。「人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成」と本文の表記にそろえればよいのではないか。

(事務局)

「人権に関する知的理解の深化」と「人権感覚の育成」が相互に関わりあうという意味で双方向の矢印になっていると理解している。人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)の中でも、双方向の矢印で結ばれているものがあり、それを参考にしたと思われる。ただ、一般の人が分かりにくいのであれば、変えるのは可能であり、委員からの御意見のとおり、本文の表記にそろえることでよいと考える。

<P. 8~15について>

(委員)

P. 10の「(1) 就学前教育の充実」で、本文の最後、「指導することも大切です」

とあり、前の文を受けて「も」としていると思われる。就学前教育を幼稚園、保育園等での教育と捉えるならば、「が」の方が適当なのではないか。幼稚園等では、遊びを中心とした指導がもともと大前提にあるので、ここが「も」となると、他になにか別のものがあるように受け取れてしまう。

(委員)

前の文があるので、ここでは「も」としていると私も受け取ったのだが、2つとも「が」 とした方がよいのではないか。前の「が」も大事だが、後ろの「が」も大事ということを 強調することができる。

(委員)

学校教育にとって、特に教職員の人権意識が重要だ。新任研修などで徹底的に理解させるようにお願いしたい。また、機会があれば地域へも周知してもらいたい。

(委員)

外来語の用い方についてだが、専門用語でまだ一般的でない単語が本文中にいきなり出てくると、分かりにくく、難解で一般の人が読む気を無くしてしまう。 P. 14の「アクセシビリティ」についても、「情報やサービス、ソフトウェア等のアクセスのしやすさ(アクセシビリティ)」としたらどうか。

(委員)

P. 12のアンコンシャスバイアスについての注釈だが、「誰もが潜在的に持っている」の「誰もが」というのは必要なのか。

(事務局)

アンコンシャスバイアスの注釈については、「次世代のライフプランニング教育推進事業 男女共同参画の推進に資する教員研修プログラムの開発に向けた調査研究報告書(文科省委託 公益財団法人未来工学研究所)」から引用している。誰しも日常生活の中でバイアスを持つことは仕方がないとされており、このような説明になっていると理解しているが、「誰もが」を取っても意味は通じるとは思う。

<P. 16~22について>

(委員)

P. 20の「○消費者教育の取組」についてだが、成年年齢に達すると「親権を離れ、一人で有効な契約をすることができるようになる」とあるが、親権を離れることにより、今まで有効でなかったものが有効になるのかというと、そうではない。それよりも、親権を離れることで、自身の判断により、あるいは、自分自身の意思で契約をすることができるようになるということではないか。自分自身の意思には、その次の行にある「責任」も伴うことになり、そのあたりを高校生に教えていくこともできるので、「有効な」という

文言の修正をお願いしたい。

(委員)

ここの「有効な」というのは、法律上有効という意味と考え、「法律上」という語を付ければよいのではないか。

(委員)

私も法律上という形にした方が、シンプルでよいと考える。

(委員)

法的に有効な契約というのが文言として適当かどうかについては、事務局で預かって検 討してもらうことでどうか。

(事務局)

御意見については、2行目の「自分の行動についての責任が増します」というところで、「自分の判断や行動についての責任が増します」という形で反映できるかもしれない。

<P. 23~28について>

(委員)

P. 23の「(4)障害のある人」の「ア 現状と課題」の最後の段落だが、障害のある人の自立を支援し、そのことにより人権を保障していくという立場から、「障害のある子どもに対しては、乳幼児期から学校卒業後にわたり、社会自立に向けて、自己肯定感を高め、持てる力を高めていくことができるよう、関係機関や保護者と連携を図りながら、計画的な教育や療育を共有し、適切に支援することが必要です」としてはどうか。

(委員)

同じ部分の上から7行目に、「障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、 総合的に、計画的に施策を推進しています。」とあり、内容が重複するのでは。

(委員)

「社会自立」はよく用いる言葉か。また、「持てる力を高めていくことができるよう」 というのは思いがこもっているが、あった方がよいか。

(委員)

特別支援教育の中では、持てる力を高めるというのもよく使われるが、違和感があるようであれば、自立、社会自立に向けて施策を推進するということについては、ぜひ盛り込むようお願いしたい。

(幹事)

岡山県特別支援教育推進プランの中では「自立と社会参加に向けた」というフレーズが使われている。それに合わせるのも一つの方法と思う。文言は事務局で預かり、検討させていただくということでどうか。

(委員)

元の案では、子どもに対して計画的な教育や療育を行い、保護者に対しては適切に支援するということだったが、修正により、述語、目的語が変わってしまい、子どもに対して端的に何をするのかが分かりにくくなった。文末は「教育や療育を行う」ということでよいのはないか。「教育や療育を共有する」というのが、イメージが湧かない。

(委員)

修正は、先ほどの社会自立に関することに留めて、あとは原文を生かすというのも考えられる。そうすれば、保護者に対しては適切に支援するという内容が残る。

(委員)

文章が長くなるので、一度切って、「教育や療育を行うことが必要です。また、」とすればよいのではないか。

(委員)

「関係機関と連携を図りながら、自立と社会参加に向けて、計画的な教育や療育を行う。 また、その保護者に対しては」としてはどうか。

(委員)

「自立と社会参加に向けて」の文言を、「乳幼児期から学校卒業後にわたり」の後か、 「関係機関と連携を図りながら」の後にするかについてはどうか。預からせてもらってよ いか。【了承】

(委員)

社会自立というのは、どういった状態を言うのか。

(委員)

社会の中で、自分の力を発揮して豊かに生きていけるということである。

(委員)

仕事のことか。

(委員)

極端に言うと、仕事のことになるが、障害の程度で無理な方もいる。しかし、それぞれが自分の力を少しでも高めて社会の中でより幸せに生きていくということ全体を社会的自

立と捉えている。

<P. 28~31について>

(委員)

原爆ドームを見て戦争を繰り返さないと誓うように、療養所に来てもらって、病気による偏見、差別を繰り返さないと誓ってもらえる施設にしたいと考えている。そのため、P. 29の一行目「こうした過ちを二度と起こさないための」を「こうした過ちを繰り返さないための」としてもらいたい。

また、「ウ 具体的な取組」の「①学校園」の「○ハンセン病回復者との交流」については、「○療養所の訪問とハンセン病回復者との交流」と、「②家庭・地域」の「○交流活動の推進」についても、「○療養所の訪問と交流活動の推進」としてもらいたい。

(委員)

「こうした過ちを二度と起こさせない、繰り返させない」と両方の文言を入れてもいい と思うが、どうか。

(委員)

両方あっていい。

(委員)

「②家庭・地域」の「○交流活動の推進」では、本文中に療法所の訪問について触れられていないが、療養所の訪問を追記することで、新たに予算を確保しないといけなくなることがあるか。

(事務局)

健康推進課で補助がある。ただ、保護者が訪問するとなると、単位PTAでの活動になるうかと思う。

(幹事)

現状、単位PTAで療養所を訪問する活動をやっている認識はないが、追記することで、 今後、PTAに対し呼びかけるということはできる。

(委員)

今、やっているということか。それとも新たな取組になるのか。予算措置はどうか。

(幹事)

新たに呼びかけることになる。予算措置はないが、PTA研修の中で人権研修をやっているので、その中で呼びかけはできる。

(委員)

親子で訪問という取組はなかったか。

(事務局)

知事部局の取組である。

(委員)

入所者の平均年齢は87.5歳であり、交流は年々難しくなっている。しかし、交流は難しくても、訪問はしていただける。

(事務局)

学校に回復者の方に来てもらって、話をする機会が今でもあるが、そうした機会に保護者も一緒に話を聞くということはある。ただ、訪問が本来であることはそのとおりであり、もう一歩進めた記載としてよいと考える。

(委員)

それでは、予算化を特にするわけではないが、呼びかけていくという意味で記載を行う こととする。

(委員)

P. 29の1行目、「偏見や差別を解消し、」とあるのは、ハンセン病だけではなく、全ての病気による偏見や差別という大きな意味合いであれば、前に「病気による」を付け加えてもいいと思うがどうか。

(委員)

ここでは、ハンセン病の項目になるので、あえて入れる必要まではないと考える。

(委員)

P. 30の「○り患している児童生徒への支援」についてだが、長期入院の場合は、院内学級の取組が書かれているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、多くの場合、家庭内での療養が中心になる。家庭内で感染が広がった場合、自らが感染し治癒した後も、濃厚接触者として学校にしばらく行けない状況もある。こうした児童生徒への学習の保障は、この項に書く必要がないか。

(委員)

新型コロナウイルス感染症にかかった場合、現状では医療機関に指示に従うしかなく、 学校側が何かできるかというと何もできない。そのため、り患した児童生徒のことではな く、偏見・差別をなくすという取組を書くことが限界ではないか。

(委員)

P. 29からの「(8) 患者等」には、新型コロナウイルス感染症のことも触れられているが、我が国特有の同調圧力についての記載を追記してほしい。例えば、「イ 基本的な方針」の最後に、「同時に同調圧力についても留意する」と追記するのはどうか。また、「ウ 具体的な取組」の「○り患している児童生徒への支援」に「り患した人には責任はないことを踏まえて」とあるが、り患した人に責任があるかないか難しい問題であり、責める人は責任があると思っているから責める。「誰でもり患する可能性があることを踏まえて」と変えてはどうか。

(委員)

私の教育委員会でも、同調圧力になるか、ならないかを非常に気を使って施策をしている。大事なことであり、入れるべきだ。

(事務局)

同調圧力そのものは、いじめなど、様々な場面である。直近の新型コロナウイルス感染症の問題であるからこそ入れるべきと言われればそうであるし、一方、ここにだけ入れるのは強調されすぎる気もする。

(委員)

今だからこそ入れることができる。この時期に提言を作成したので、この項目の中に同調圧力が入ったということでいいのではないか。その上で、後日、もっと大きな観点で検討すればよいと考える。

(委員)

今の文中に挿入するのは難しいので、最後に「また、行き過ぎた同調圧力による偏見や 差別を生まないよう留意します。」と付け加える形ではどうか。

(委員)

同調圧力と偏見・差別の関係は難しい。同調圧力に留意するぐらいの表現がいいと思う。

(委員)

少なくとも「同調圧力」という単語は入れることとし、私の方で責任を持って事務局と 調整させてもらうことでどうか。 【了承】

<P. 31~36について>

(事務局)

P. 33の「環境整備を行い」という文言を入れているが、設備の改修等になると、財政上の措置も必要になることから、「環境整備に努め」ではどうか。 【了承】

<全体を通して>

(委員)

P. 18にある「利便性と人権侵害の危険性が隣り合わせ」とあるのは、違和感がある。 SNSの利用が人権侵害の「危険性」になるのか。

(委員)

「利便性と人権侵害が隣り合わせ」でどうか。【了承】

(委員)

P. 21からの「(3) 高齢者」に関しては、介護をする人の人権の問題も実はあり、例えば、ヤングケアラーや離職などの問題が起きている。認知症の人は600万人とも言われ、身近にこのような人権侵害が起きていることも御承知いただければと思う。また、キャラバンメイトについては、当初、その普及を図るという案だったが、キャラバンメイトをいくら増やしても、その人が認知症サポーター養成講座を実際にやってくれないと認知症の啓発につながらないということで、前回修正をお願いし、対応いただいた。

(委員)

見やすさという点で言うと、背景に色が付いている箇所がある一方で、それ以外では付いていない。背景色の箇所を読めば要点が掴めるという意味で用いているのであれば、全体を通して行えば、ユニバーサルデザインにもなる。また、P. 4の図については、配置の場所がここで良いのか。図の中にある三つの視点が、本文でこの後に出てくる。本文の後にまとめとして図を配置した方が効果的ではないか。それから、図は、図番号を付け、本文の中にも、最適なタイミングで図を見てもらえるように示した方がよい。

内容面では、「合理的配慮」という単語が全体を通じて出てこず、先ほどの環境整備の話のところでもその語を用いなくてよいのか若干気にはなったが、意味自体は通っているので、今後、必要があれば、そうした語も用いてもらいたいということで感想として申し上げる。

(幹事)

「合理的配慮」は、P. 23の本文で用いられている。

(委員)

提言案は、読めば深く正しく理解できるようになっているのだが、どうやって読んでもらい、理解してもらうか。作って終わりにならないようにしないといけない。チラシ、パンフを平易な内容で作るというのはあるが、深く中身の濃い人権教育というものを、どう一般県民に普及啓発していくかを考えていかないといけない。

(委員)

町での取組を一例としてご紹介申し上げれば、第2次プランが出来たとき、全ての教職

員に対し、最低限教育に関わる内容は全員で研修をするなり、各自で勉強するようにさせた。町の人権教育推進委員会でも、冊子を配り、主な点について私から説明した。その時の委員からの評価は、非常に分かりやすい、難しい言葉も説明がありよく分かった、こういうものがあると勉強になりとても良かったというものだった。

(委員)

「合理的配慮」の注釈が P. 23にあるが、 P. 9にもこの語が使われている。 ルールがあるのならば、 それに応じて整理をお願いする。

P. 4で「人権とは」という項目を、何かからの引用ではなく新たに起こしてくれたが、 非常に分かりやすいものとなっており、何を守らないといけないか、何が守られなければ いけないかが明確になった。この文章も今後、議論されることはあると思うが、今回新た に起こしてくれたことに感謝する。

(委員)

提言案の中に具体的な取組として学校園として書かれていることに、家庭地域と連携しながら今後しっかり取り組みたい。そのためには、教職員が手に取りやすいように少し見やすい形にもなればと思う。しっかり現場で啓発に努めていきたい。

(委員)

プランが完成したら、岡山県人権教育研究協議会の会員、学校園に紹介して広めるとともに、現場の取組の実践例を拾い上げていきたい。公民館でもしっかり活用していきたい。

- 3 その他
- 4 閉会